

【4 程文】糸真綿貫目改所廃止触拝見証文（天明元年）

（表紙） 天明元年丑九月

（反力）

諸端物・糸・真綿貫目改所廃止二付御触書惣百姓拝見証文

先達而、武州・上州村々より織出し候諸反物并
糸・真綿端数貫目改所、三ヶ年之間差免候ニ付、
諸國買人共改料可ニ差出一旨相触候処、品々差
障之儀有レ之ニ付、右改所相止候間、織元村々并
諸國買人共、是迄之通無レ滯壳買可レ致候

八月

右之通江戸町々国々、御料・私領在町共不レ洩
様、早々可レ触者也

右之通可レ被ニ相触一候

右之通御書付出候ニ付、写相廻し候条、得ニ其意一
小前末々ニ至迄不レ洩様可ニ申聞一候、此廻状村下ニ
令ニ請印一、早々順達、留村より可ニ相返一もの也

丑 八月 前 藤十郎

右御触書之趣、承知仕奉レ畏候

天明元年丑九月

源左衛門後家印

七右衛門印

清右衛門印

小左衛門印

六左衛門印

忠右衛門印

善左衛門印

勘右衛門印

權兵衛印

次兵衛印

市右衛門印

勘左衛門印

市郎兵衛印

仁助印

庄三郎印

作兵衛印

庄兵衛印

久藏印

文右衛門印

友仙印

治右衛門印

喜兵衛印

三十郎印

喜兵衛印

甚右衛門印

源右衛門印

甚右衛門印

甚兵衛印

久藏印

文右衛門印

友仙印

治右衛門印

喜兵衛印

甚兵衛印

三十郎印

喜兵衛印

甚右衛門印

源右衛門印

甚兵衛印

甚兵衛印

文右衛門印

喜兵衛印

甚右衛門印

源右衛門印

甚兵衛印

甚兵衛印

喜兵衛印

甚兵衛印

甚兵衛印

甚兵衛印

【4 読み下し文】

(表紙)

天明元年丑九月

(反力)

諸端物(たんもの) 糸・真綿貫目(かんめ) 改め料御相止めに付御触れ書
惣百姓拝見証文

先達(せんだつ)て、武州・上州村々より織り出し候諸反物並び
糸・真綿端数貫目改め所、三か年の間差し免(ゆる)し候に付、
諸国買い人共改め料差し出すべき旨相触れ候處、品々差し
障(さわ)りの儀これ有るに付、右改め所相止め候間、織り元村々並び
諸国買い人共、是迄(これまで)の通り滯り無く売買致すべく候

八月

右の通り江戸町々国々、御料・私領在町(ざいまち)共洩(も)れざる

様、早々触れるべき者也(ものなり)

右の通り相触れらるべく候

右の通り御書付出し候に付、写し相廻し候条、其(そ)の意を得
小前(こまえ)未々に至る迄洩れざる様申し聞くべく候、此の廻状村下に

請け印せしめ、早々順達、留(とま)り村より相返すべきもの也

丑(うし) 八月 前(まへ)藤十郎

右御触れ書の趣(おもむき)、承知仕り畏(かしこ)み奉り候

(一七八一)

天明元年丑九月

孫左衛門後家(じんざゑもんごせう)

文七(ぶんしち)

伝八(でんぱ)

伊之八(いのや)

勘兵衛(かんべゑ)

新藏(しんざう)

清左衛門後家(じんざゑもんごせう)

久藏(くざう)

庄兵衛(じょうべゑ)

作兵衛(さくべゑ)

仁助(じんすけ)

市郎兵衛(いちろうべゑ)

勘左衛門(かんざゑもん)

市右衛門(しゆゑもん)

清左衛門後家(じんざゑもんごせう)

宇兵衛(うべゑ)

孫兵衛(そんべゑ)

次郎八(じらうは)

仁右衛門(じんざゑもん)

藤右衛門(とうざゑもん)

与八(よは)

權四郎(ごんしやうらう)

利七(りしち)

友七(ゆしち)

長助(ながすけ)

五郎右衛門(ごろうざゑもん)

甚兵衛(じんべゑ)

(以下、二六二名省略)